

我が日本国内において行われたとしたならばこれらの罪に当たり、かつ、当該行為地の法令により罪に当たるもの(を含む。)により生じ、若しくは当該犯罪行為により得た財産又は当該犯罪行為の報酬として得た財産に關して同日後にした行為に対しても、適用する。この場合において、これらの財産は、組織的犯罪处罚法第二条第二項第一号の犯罪収益とみなす。

第四条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日後である場合における同日から同法の施行の日又は施行日のいづれか早い日の前日までの間の組織的犯罪处罚法別表第十四号の規定の適用については、同号中「第一百九十八条第十九号(内部者取引)」とあるのは、「第一百九十七条の二第二十一条から第十三号まで(内部者取引等)」とする。

第五条 犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑法等の一部を改正する法律の施行の日が施行日後である場合における施行日から同法の施行の日の前日までの間ににおける組織的犯罪处罚法別表第十四号の規定の適用については、同号中「証券取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条(虚偽有価証券届出書等の提出等)、第百九十八条第十九号(内部者取引)又は第二百条第十三号(損失補てんに係る利益の收受等)」とあるのは、「金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第百九十七条

(虚偽有価証券届出書等の提出等)、第百九十七条の二第二十一条から第十三号まで(内部者取引等)又は第二百条第十四号(損失補てんに係る利益の收受等)」とする。

2 前項の場合における施行日から犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑法等の一部を改正する法律の施行日の前日までの間ににおける組織的犯罪处罚法の規定の適用については、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第十八条第二号農業協同組合法第九十九条の六第一号、水産業協同組合法第百二十九条の三第一号、中小企業等協同組合法第百十二条の三、協同組合による金融事業に関する法律第十条の二の二、商品取引所法第三百六十三条第六号、信用金庫法第九十九条の四の二、長期信用銀行法第二十五条の二の二、労働金庫法第百条の四の二、銀行法第六十三条の二の二、不動産特定共同事業法第五十三条第五号、保険業法第三百十七条の二第二号、農林中央金庫法第九十九条の二の二、信託業法第九十四条第七号又は株式会社商工組合中央金庫法(平成十九年法律第七十四号)第七十三条第一項第二号の罪は、組織的犯罪处罚法別表に掲げる罪とみなす。

第六条 前条第一項に規定する場合には、犯罪の国際化及び組織化並びに情報処理の高度化に對処するための刑法等の一部を改正する法律の施行日の前日までの間は、証券取引法等の一部を改正する法律(平成十五年法律第五十四号)附則第三十条の規定は、適用しない。